

賃上げ促進税制や住宅取得等資金贈与特例などで誤り

会計検査院が指摘する申告時の誤りやすい項目

会計検査院では、毎年、財務省に対して、租税の徴収額の過不足について検査を行っているが、同院が11月5日に取りまとめた「令和7年度決算検査報告」によると、全国の国税局及び税務署を検査した結果、2億3,913万8,724円が徴収不足となっており、その一方で、338万1,000円が徴収過大となっていたことが明らかとなった（なお、徴収不足額及び徴収過大額は全て徴収決定又は支払決定の処置済み）。徴収不足等の要因は、納税者の提出した申告書等の所得金額や税額等が誤っているにもかかわらず、これを見過ごし、法令等の適用の検討が十分でなかったことなどによるもの。例えば、法人税関係では、賃上げ促進税制や交際費等の損金不算入に関する規定について誤りが見受けられている。これは、納税者側の立場からすれば、税務申告の際に誤りやすい項目ともいえる。本特集では、注目される会計検査院の指摘事項について解説することとする。

賃上げ促進税制、雇用者給与等支給増加額に誤り

会計検査院の令和7年度における検査結果によると、税目別の徴収過不足額等は表の通りとなっている。指摘事項及び金額的にも法人税がトップとなっている。

その法人税に関しては、法人税額の特別控除に関するものが31件、交際費等の損金不算入に関するもの6件などで徴収不足となっている。指摘事項としては、賃上げ促進税制が挙げられている。同税制については、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額（前事業年度の雇用者給与等支給額）に比べて1.5%以上増加していることが要件とされているが、比較雇用者給与等支給額の計算が誤っていたため、雇用者給与等支給増加額が適正ではなく、法人税額の特別控除額が過大になっているとしている。税務当局でも申告の際の誤りやすい事項として毎年注意が促されている項目だ。前事業年度も賃上げ促進税制の適用を受けている場合には、当事業年度の比較雇用者給与等支給額と前事業年度の雇用者給与等支給額が一致することになる。仮に一致しない場合には計算誤りがあるので、納税者においては留意しておくべき点といえそうだ。

資本等のない法人が資本金0円で交際費特例

また、交際費等の損金不算入の規定に関しては、資本又は出資を有しない法人が、資本相当額が1億円以下であるとして、定額控除限度額までの交際費を損金の額に算入していた事例が指摘されている。

資本又は出資を有しない法人の場合、資本相当額は、事業年度終了の日における貸借対

最新号（11月16日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。
見本誌請求ページへ